

## (認定 NPO) 日本都市計画家協会 事務所・会議室利用心得

2018 年 11 月 7 日

(認定 NPO) 日本都市計画家協会事務局

### 1. 趣旨

2018 年 11 月 2 日、第 164 回理事会にて、従来の事務所・会議室利用心得（2007 年 10 月 30 日理事会承認）を改訂することとなりました。

2014 年に移転した新事務所は、『イノベティブな活動の場』—みんなでつくり支える JSURP プレイス—をテーマに、以下のような活動を活発に行うべき役割が期待されています。

- これからの協会活動の展開を具体的に実践する場として
- シンポジウム、セミナー、研修事業等様々なイベントを開催し、様々なまちづくりに係わる人々が集まり交流するハブ的機能の場として
- 会員やまちづくり市民による研究会、勉強会やミーティング
- 会員やまちづくり市民が気軽に立ち寄り交流し情報交換ができる場として

(認定 NPO) 日本都市計画家協会 事務所・会議室利用心得を守り、『イノベティブな活動の場』として、大切に当協会の事務所・会議室をご活用ください。

### 2. 日本都市計画家協会事務所管理規則

#### (1) 事務所会議室の利用時間

- ・日本都市計画家協会事務所の利用可能時間帯は原則として、午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、午後 9 時半以降の使用は原則として禁止します。

#### (2) 事務所・会議室利用のルール

- ・事務所・会議室を利用するにあたっては、日本都市計画家協会 事務所利用規定（別紙 1）を遵守することとします。

##### ① 日本都市計画家協会の研究会・TF 等で利用する場合

- ・日本都市計画家協会の研究会・TF 等で利用する場合は、前日午後 5 時までの申し込みが必要です。日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書（別紙 2 を参照ください）に必要事項を記載、(認定 NPO) 日本都市計画家協会事務局まで、E-mail 又は FAX にて、申込書を送付ください。

【送付先】(NPO) 日本都市計画家協会 事務局

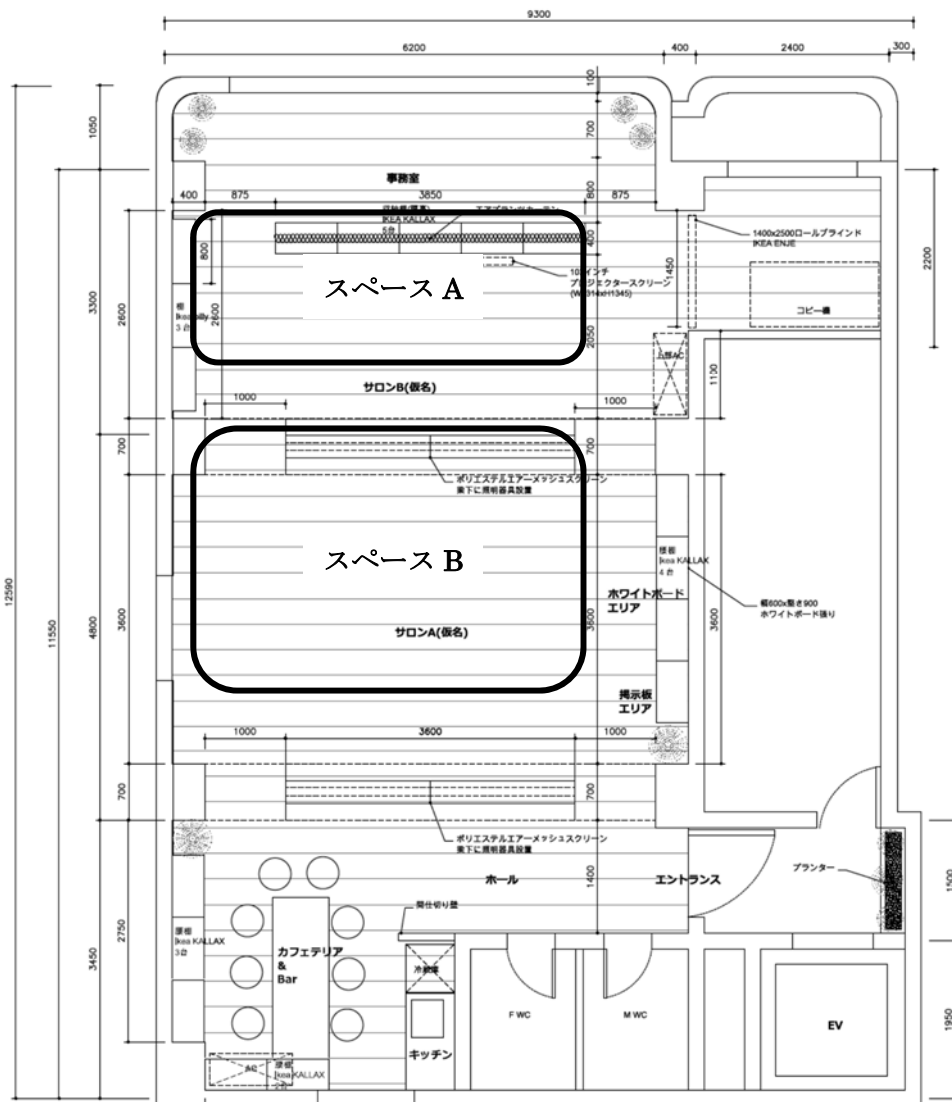
E-mail : jimukyoku@jsurp.jp      FAX : 03-6273-7492

- ② 会員の参加する日本都市計画家協会の外の団体・組織が利用する場合
- ・会員の参加する、日本都市計画家協会以外の団体・組織が利用する場合については、日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書（別紙2を参照ください）に必要事項を記載、（認定 NPO）日本都市計画家協会事務局まで、E-mail 又は FAX にて、申込書を送付ください。

【送付先】（NPO）日本都市計画家協会 事務局

E-mail : jimukyoku@jsurp.jp FAX : 03-6273-7492

- ・送付いただいた、日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書を印刷しておきますので、会議室使用后、その使用申請書／精算書に参加人数、活用日時、コピー等の活用の状況、会議室使用料を記入の上、下記料金をお支払いください。
- ・会議室料は基本料金を 500 円/30 分（スペース Aor スペース B）として、活用した時間に応じて会議室料をお支払いください。
- ・コピーについては白黒コピー5 円/枚、カラーコピー30 円/枚を使用枚数分、お支払いください。



- ・片付け・空調停止・消灯・戸締まり・鍵の管理等について、事務所スペースの活用責任者が責任もって行ってください。

### (3) 鍵の貸出

- ・事務局の執務時間（午前9時半から午後5時まで）以外で、日本都市計画家協会事務所に入退出するためには、カードキーが必要となります。
- ・事務局の執務時間（午前9時半から午後5時まで）以外で、研究会等を実施する場合、基礎事業、研究会幹事、まちづくりカレッジ等、JSURP事業を担う正会員メンバーからの日本都市計画家協会会議室 使用申請書提出後、事前に事務局より事務所入退場の手順を送付するので、警備に迷惑のかからないよう、正しい手順での入退場をお願い致します。

### (4) ごみ出しのルール

- ・当協会事務所の、ごみ収集日は以下の通りです。
  - 燃やすごみ 毎週 火曜日、金曜日 午前8時半まで
  - 燃やさないごみ 第2、第4 木曜日 午前10時まで
  - 資源 水曜日 午前8時半まで
  - プラスチックごみ 土曜日 午前8時半まで
- ・上記4種類に分別するごみ箱を準備致します。必ず、分別してゴミ捨てを当該種別のゴミ箱にごみを捨ててください。
- ・また、ごみ箱に入りきらないゴミは、お手数ですが、各自お持ちかえりくださいますよう、お願い申し上げます。

### (5) 飲食の準備について

- ・日本都市計画家協会事務局は、日本都市計画家協会の行う基礎事業、研究会等において必要とされる、飲み物の準備を受け付けます。\*2
  - ・ただし、飲み物の手配に時間を要しますので、3日前までに、日本都市計画家協会事務局に、必要な飲料の内容と種類をご連絡ください。
- \*2 食事の購入については日本都市計画家協会事務局では行いません。